

# 独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成21年度業務実績評価

## 1. 総合評価

評価結果		B (質・量の両面において概ね中期計画を達成) 16年度：A、17年度：A (17年度まで3段階評価)、18年度：B、19年度：B、20年度：B	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
業務運営の効率化 (20%)	A (4点)	4点×20%+3点×34.1%+4点×8.2%+4点×7.7% +3点×20%+3点×10%=3.4点	B
サービスの質の向上			
①情報提供 (34.1%)	B (3点)		
②流通 (8.2%)	A (4点)		
③人材育成 (7.7%)	A (4点)		
財務内容 (20%)	B (3点)		
その他 (10%)	B (3点)	総合評価のポイント	
		<p>○ 評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「業務運営の効率化」20%、「サービスの質の向上」50%、「財務内容」20%、「その他」10%とした。</p> <p>○ 「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)の業務内容に応じて「情報提供」「流通」「人材育成」に細分化し、各事項において予算・人員によりウエイト付けをしている。「その他」については、情報・研修館は、産業財産権制度ユーザーの窓口であり、特許庁との密接な連携が不可欠であることから中期目標においても、ユーザーフレンドリーな事業展開、特許庁との連携等を「その他業務運営に関する重要事項」としているため10%とした。</p> <p>【評価】</p> <p>○ 法人の第一の使命である日常業務の着実な遂行を完璧におこなっている点を高く評価したい。また、社会の今後の変化に迅速に対応するための施策を次々に準備・実施している点について役職員の真摯な取組に敬意を表する。</p> <p>○ 本来のミッションに照らし、質の高いサービスが効率的に提供されており、いくつかの業務は既に成熟の域にある。今後は、次期中期目標・計画期間を見据え、未成熟な領域(知財を活用した目に見えるイノベーションの創出等)をどのように成長させるか踏み込んだ検討と実行が求められる。</p> <p>○ 全体を通じて堅実かつ効率的な運営がなされている。充実した情報提供及び特許庁との連携に基づく質の高い研修・講習会による人材育成は、何れもユーザーから好評を得ているところから、情報・研修館ならではの基幹業務として高く評価できるとともに、将来にわたるさらなる質・量の充実が期待される。</p>	

(注) 各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

## 2. 業務運営の効率化

<b>評価結果</b>	<b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b> 16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：B、19年度：B、20年度：B
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット化の時代と利用状況を踏まえた閲覧機器台数の見直し、地方閲覧室の整理等により閲覧業務の最適化が図られている。また全体として、人件費削減の取組により職員数が減少する一方で、サービスの質を低下させることなく維持・向上が図られている点、業務の効果的な実施・業務の効率化の努力・成果が伺え評価できる。</li> <li>○各種事業の進ちょく状況等を把握する体制は、理事長以下全役員・管理職が出席する運営会議等において理事長の指揮監督下に適切に整備され、また、監事のけん制機能も発揮されている等、内部統制は有効に機能している。</li> <li>○随意契約の件数・金額、一者応札・応募の契約件数が減少していること、関連法人との随意契約がゼロとなったことは評価できる。また、契約監視委員会での平成20年度随意契約・一者契約全件の点検とこれに基づく契約適正化に向けた仕様書見直しの取組等、従前以上に契約適正化に向けた努力が認められる。</li> <li>○総人件費改革の取組は、目標を大きく上回る人件費の削減を達成していると評価できる。</li> </ul>

### <総論>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
<p>1. 業務の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズ、新たな政策課題、重点項目、業務量等の変動に応じて、人員配置及び組織等の見直しを的確かつ機動的に行う。</li> <li>・効果的な民間事業者等との協力・連携を図り、業務内容に応じて外部人材を積極的に活用する。</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット化の時代と利用状況を踏まえた閲覧機器台数の見直し、閲覧室の整理等により閲覧業務の最適化が図られている。</li> <li>○職員数が減少する一方で、サービスの質を低下させることなく維持・向上が図られている点、業務の効果的な実施・業務の効率化の成果が伺え評価できる。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット普及に伴う特許電子図書館（IPDL）の利用拡大と利用者ニーズの高度化を踏まえ、公報閲覧室の閲覧機器を特許庁審査官が使用する端末と同じ仕様のものに高度化し台数を見直す（112台（20fy）→59（21fy））とともに、「整理合理化計画」は凍結されたものの、インターネットの普及と閲覧室利用状況を考慮し、平成21年度末に広島閲覧室を閉室、その他の地方閲覧室の平成22年度末までの閉室に向けた準備を実施。</li> <li>○大学の知的財産管理体制の構築支援や特許情報の閲覧指導等に経験豊富な専門人材を契約職員として採用して活用するとともに、各業務を効率的に遂行するために、事務分野において派遣職員を採用するなど体制を整備。（平成21年度末現在95名）</li> </ul>

<p>2. 業務・システムの最適化</p> <p>・「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムの最適化を推進する。</p>	<p>○特許庁の「業務・システム最適化計画」の進展に伴い、同計画に密接に関連する情報提供業務及び電子出願関係業務等の各種業務が、遺漏無くかつ円滑に同計画内で実行されるよう、情報・研修館のCIO補佐官が特許庁「運営基盤システムWG」にオブザーバー参加するとともに、特許庁「業務・システム最適化計画」の外部設計にあたり、情報提供業務及び受付業務等に関する現行業務の整理、新業務フロー作成の会合等に参画。</p>									
<p>3. 業務の適正化</p> <p>・予算・設備等の資源配分の見直し等により業務の効率化を進め、一般管理費について前年度比3%以上の削減、業務経費について前年度比4%程度の削減を行う。</p>	<p>○平成21年度予算において、業務改善や調達コストの削減等に取り組むため、予算編成過程において効率化の削減目標を反映。</p> <table border="1" data-bbox="869 424 2016 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度予算</th> <th>21年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費（役員等人件費除く）</td> <td>220,967千円</td> <td>210,595千円（△4.7%）</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>12,327,194千円</td> <td>11,938,551千円（△3.2%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○無駄削減に向けた自律的取組のためと基本事項として、「行政支出見直し計画（平成21年6月）」を策定・公表。</p> <p>○上記計画に基づき、一般競争入札等、競争性のある契約については、事業者の入札等参加機会の拡大を図り、可能な限り一般競争入札へ移行した。また、広報事業の見直しや出張旅費における割引運賃やパック商品を利用する等の事務経費削減に努めた。</p>		20年度予算	21年度予算	一般管理費（役員等人件費除く）	220,967千円	210,595千円（△4.7%）	業務経費	12,327,194千円	11,938,551千円（△3.2%）
	20年度予算	21年度予算								
一般管理費（役員等人件費除く）	220,967千円	210,595千円（△4.7%）								
業務経費	12,327,194千円	11,938,551千円（△3.2%）								
<p>4. 内部統制</p>	<p>○理事長以下全役員・部長以上が出席する運営会議を毎月開催し、各事業の進捗よく、目標の達成状況管理と目標達成を阻害するリスク要因洗い出しを図る体制を整備。</p> <p>○理事長は、上記運営会議のほか契約審査委員会等、適時に情報・研修館の課題・目標の周知徹底、阻害要因除去に向けた方針決定、指示。</p> <p>○各事業の年度目標を理事長が決定し、運営会議のほか、適時にプロセス及び結果をモニタリング。</p> <p>○運営会議に監事も出席し、職務執行の適法性・効率性を確保するための牽制機能を発揮。</p> <p>○監事監査では、理事長のマネジメントについて問題となる点はない旨の結果を得ている。可能な限り一般競争入札への移行及び職員への研修の拡充などの改善点について理事長以下役職員に報告があった。</p> <p>○情報セキュリティポリシーに基づく監査を実施。</p> <p>○個人情報保護規程に基づく管理状況等の点検・監査を実施。</p>									
<p>5. 官民競争入札等の活用</p>	<p>【評価】</p> <p>○民間競争入札を活用した一部研修の実施は評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○「公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）」に基づき、「特許侵害警告模擬研修」「審査基準討論研修」「検索エキスパート研修（中級）」の運営について、平成21年4月から民間事業者により実施。</p>									

## <入札・契約に関する事項>

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	平成21年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）
<p>入札・契約の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約見直しの取組を着実に実施し、契約関係規程類の整備や、契約に係る情報公開等を適切に実施している。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「契約事務取扱要領」に定める契約に係る情報の公表の基準に基づき、随意契約・一般競争入札の契約状況をホームページに公表。随意契約によらざるを得ない契約は、少額のもの以外は、契約締結後速やかにホームページに案件名や契約先・理由等を公表し、契約締結状況の透明性確保に努めている。</li> <li>○ 契約に係る規程類は国と同様となっている。</li> <li>○ 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を開催（16回開催、45件の契約審査）。</li> <li>○ 「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、適切な公告期間の設定、説明会の開催、提案書締切りまでの期間の十分な確保に努めた。</li> <li>○ 契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い総務部に契約依頼、理事長が最終決裁を行っている。契約審査委員会等において、事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部署と契約担当を切り離すことで相互けん制を図っている。理事長は、契約審査委員会委員長として事前の契約審査の最終判断。</li> <li>○ 学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を3回開催し、平成20年度の随意契約、一者応札・応募全件について点検。真の競争性確保に向けた仕様書等の改善事項を抽出し、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。</li> <li>○ 監事は、契約監視委員会委員として契約の点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況の聴取。</li> <li>○ 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）における「取引関係の見直し」も踏まえ、真の競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成20年度に一者応札・応募となった契約の次回契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組む。</li> </ul> <p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約に係る規程類・公表基準は適切に整備されている。また、契約審査委員会を設置し、審査機関・契約担当部署と事業担当部署の相互けん制は担保されていると判断できる。</li> <li>○ 「随意契約見直し計画」に基づき、可能な限り競争的な契約に切り替えており、件数・金額ともに減少していることは評価できる。また、随意契約については、システム改造やリース期間の関係等、真にやむを得ないもののみとなっていると判断できる。</li> <li>○ 一者応札・応募の契約件数が減少していること、関連法人との随意契約がゼロとなったことは評価できる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約監視委員会における平成 20 年度の随意契約、一者応札・応募契約全件の点検とこれに基づく仕様書の見直しの取組等、従前以上に契約適正化に向けた努力が図られている。</li> <li>○ 複数年を契約期間とする事業で一者応札・応募となった案件についても、次回の契約更改に向けて、上記の契約監視委員会の点検結果を踏まえた取組に期待する。</li> </ul>
<p>(参考 1) 契約に係る公表の基準の整備及び実施状況</p>	<p>○「契約事務取扱要領」第 30 条の 2 において、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）」に準じて契約に係る情報の公表の基準を定め、これに基づき、情報・研修館ホームページに公表している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領】  (契約に係る情報の公表)</p> <p>第30条の2 契約担当職等は、契約(予定価格が第24条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものは除く)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 物品等又は役務の名称及び数量</li> <li>二 契約担当職等の氏名並びにその所属する名称及び住所</li> <li>三 契約締結日</li> <li>四 契約の相手方の氏名及び住所</li> <li>五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く)。</li> <li>六 契約金額</li> <li>七 予定価格(公表したとしても、それらの契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は、情報・研修館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限り)。</li> <li>八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く)。</li> <li>九 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載する)。</li> <li>十 情報・研修館の主務省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に情報・研修館の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数</li> <li>十一 その他必要と認められる事項</li> </ul> </div>
<p>(参考 2) 契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性</p>	<p>○少額随意契約の基準額、競争入札に関する入札公告期間、予定価格の作成等、契約に係る規程類は国と同様の規定となっており、「会計規程 第 5 章 契約」及び「契約事務取扱要領」を情報・研修館ホームページに掲載して契約関係の規程を公表している。</p>
<p>(参考 3) 契約の適正実施確保のための取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を開催（16 回開催、45 件の契約案件の審査を実施）。</li> <li>○「行政支出見直し計画（21 年 6 月）」に基づき、適切な公告期間の設定、説明会の開催、提案書締切りまでの期間の十分な確保に努めた。</li> <li>○契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い、総務部契約担当部署へ契約依頼、理事長が決裁を行っている。契約審査委員会等で事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部署と契約担当部署を切り離すことで相互けん制を図っている。法人の長（理事長）</li> </ul>

は、契約審査委員会の委員長として契約の事前審査の最終判断。

- 学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を3回開催し、平成20年度の随意契約、一者応札・応募51件全件について点検。真の競争性確保に向けた仕様書等の改善事項を抽出し、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。
- 監事は、契約監視委員会の委員として契約点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。

(参考4)平成21年度に締結した契約の状況

(単位:件、千円、%)

	平成20年度			平成21年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	59	11,591,380	82%	65	3,624,166	66%
企画競争・公募	13	4,589,078	/	13	93,098	/
随意契約	15	2,976,311		10	491,950	
合計	87	19,156,769		88	4,209,214	
随意契約の割合	17.2%	15.5%		11.4%	11.7%	

- 平成21年度においても可能な限り競争性のある契約による調達を実施。なお、随意契約を締結した10件の内訳は(参考5)のとおり。
- 契約金額が平成20年度と比較して大きく減少しているのは、平成20年度に、特許電子図書館・公開特許公報英文抄録作成等規模の大きな事業について、複数年を契約期間とする調達を実施したため。

応札(応募)者	一般競争入札		指名競争入札		企画競争		公募		合計	
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
二者以上	37	54	0	0	10	12	0	0	47	66
一者	22	11	0	0	3	1	0	0	25	12
合計	59	65	0	0	13	13	0	0	72	78
一者の割合	37.3%	16.9%	%	%	23.1%	7.7%	%	%	34.7%	15.4%

- 一者応札・応募の件数割合は前年度から減少。
- 一般競争入札等の実施に当たっては、事業者の入札機会の拡大を図るため、可能な限り説明会を実施し、原則、説明会から入札等の締切りまでの期間の十分な確保(10日間以上、総合評価方式等の提案書を作成する案件については、同期間を14日以上)、仕様書条件の見直し、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を実施しているものについて、事業を分割し複数の契約とする見直しを行った。
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)における「取引関係の見直し」も踏まえ、引き続き競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成20年度において一者応札・応募となった契約の次回の契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様

	<p>書の見直し等に取り組む。</p> <p>○一般競争入札 65 件のうち、落札率が 95%以上となった契約は 9 件 (13.8%)</p> <p>※落札率が高かった契約は、過去の契約実績を元に予定価格を作成したところ、応札者が同様の想定で応札した結果、予定価格と落札価格の差が生じなかったためと思われる。</p>
<p>(参考5) 随意契約によらざるを得ない契約の内訳</p>	<p>○情報システム関連業務 (4 件、460,752 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン電子出願ソフトウェアの改造等、既存システムとの互換性確保のため随意契約とせざるを得なかったもの (4 件)</li> </ul> <p>○審査審判関係図書等整備業務 (2 件、11,011 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書類管理システム機器について、見直し時期をリース期間満了後の平成 22 年度以降にせざるを得なかったもの (1 件)</li> <li>・出願書類の廃棄のための抽出作業について、保管倉庫内のセキュリティー上、保管契約事業者において実施せざるを得なかったもの (1 件)</li> </ul> <p>○工業所有権関係公報等閲覧業務 (4 件、20,187 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公報閲覧機器の解体撤去作業について、機器の賃貸借及び保守契約を締結していた事業者が作業を実施せざるを得なかったもの (3 件)</li> <li>・公報閲覧機器等のリース契約について、21 年度途中までの契約としたもの (1 件)。</li> </ul>

(参考6) 関係法人(特定  
関連会社、関連会社及び関  
連公益法人等)との契約の  
状況

(単位:千円、%)

区分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額(割合)		
			競争契約	企画競争・公募	随意契約
関連公益法人等	(一財)日本特許情報機構	7,599,693	3,884,383(51.1%)	2,783,797(36.6%)	0(0%)

※「独立行政法人の発注等による収入金額(割合)」は、関係法人の総事業収入金額に占める独立行政法人との契約金額(契約形態ごと)の割合を記載

※詳細は、財務諸表の附属明細書を参照

○平成21年度においては、当該関係法人との随意契約はない。

○競争契約による支出は、「公開特許公報英文抄録作成事業(1,145,101千円)」、「外国特許明細書等欧文抄録作成事業(1,279,535千円)」等。

○企画競争は、「特許電子図書館(IPDL)事業」の平成21年度分にかかる支出。

○上記事業は、平成20年度中に、契約期間を複数年として調達したもので、国際特許分類や特許制度特有の専門用語、最新技術動向の知見等高い専門性が要求され、新規の事業者にとっては相応の準備期間が必要となり、これまで事業を実施していた当該関係法人の優位性が発揮され採択されたものと思われる。

○「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)における「取引関係の見直し」も踏まえ、これらの事業の次回の契約更改時には、契約監視委員会の点検結果に基づき、真の競争性の確保に向けて、適正な事業規模に分割した上での調達、一般競争入札(総合評価落札方式)の拡大等、さらなる調達改革に取り組む。



## < 役職員の給与等に関する事項 >

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
<p>役職員の給与等の水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく国家公務員に準じた取組として、人件費について5年間で5%以上の削減（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）を達成できるよう適切な人件費管理を行う。</li> <li>・給与水準が国家公務員と比較して上回る場合において、その理由等について検証を行い、理由、水準が妥当なものとなっている。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務内容に応じて人員配置の見直しなどを行い、平成21年度においても人件費執行額は前年度を下回る水準となった。「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく取組である5年間で5%以上の人件費削減目標についても、平成21年実績は基準年度（平成17年度）に対して△10.4%となっている。</li> <li>○引き続き、人件費削減目標の達成に向けた取組を着実に実施する。</li> <li>○情報・研修館の給与水準は国家公務員を上回っている（対国家公務員指数 112.5）が、職員全員が東京都特別区（1級地）勤務者であり、在職地域を勘案した場合は、国家公務員の給与水準を下回るものとなっている（地域勘案指数 99.1）。</li> </ul> <p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総人件費改革の取組は、目標を大きく上回る人件費の削減を達成していると認められ評価できる。目標達成に向け、引き続き着実な取組を期待する。</li> <li>○ 給与水準は、在職地域を考慮すれば、国家公務員と同水準であると判断できる。また、諸手当や福利厚生は国家公務員に準拠していることから妥当と判断できる。</li> </ul>

(参考1) 役員の報酬等の支給状況

(単位:千円)

	報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)
法人の長	18,180	11,922	4,119	1,879(地域手当) 260(通勤手当)
理事	14,418	9,415	3,256	1,484(地域手当) 263(通勤手当)
監事A(非常勤)	1,534	1,534	—	—
監事B(非常勤)	1,534	1,534	—	—

(参考)全独立行政法人平均(平成20年度)

理事長	18,605	
理事 (一人当たり)	15,495	
監事 (一人当たり)	13,574	

(参考)国家公務員指定職(平成21年4月1日現在)

事務次官(8号俸)	23,712	
-----------	--------	--

(参考2) 役員報酬への業績反映の仕方

【独立行政法人工業所有権情報研修館役員報酬規程】

(業績給)

第8条 業績給は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号第32条第3項)に基づき、経済産業省独立行政法人評価委員会から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果(以下「評価結果」という。)の通知を受けた日(以下「評価結果通知日」という。)から起算して一月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。

2 (略)

3 (略)

4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
AA評価	100 分の 10
A評価	100 分の 7.5
B評価	100 分の 5
C評価	100 分の 2.5
D評価	100 分の 零

5 常勤役員(理事長を除く。以下この項において同じ。)の業績給の額は、評価委員会の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

(参考3) 常勤役員の退職手当の支給状況

○平成21年度において常勤役員の退職手当の支給実績はない。

(参考4) 常勤職員の給与の支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	年間平均給与額(千円)		
			総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与
常勤職員	61	47.9	8,373	6,213 (201)	2,160
うち事務・技術	61	47.9	8,373	6,213 (201)	2,160
うち研究職種	—	—	—	—	—

(注)常勤職員には在外職員等は含まない。

<p>(参考5) 職員と国家公務員との給与水準の比較</p> <p>①ラスパイレス指数の状況</p>	<p style="text-align: center;">&lt;事務・技術職員&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>対国家公務員(行政職(一))</td> <td style="text-align: right;">112.5</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td style="text-align: right;">99.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">112.5</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">100.8</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(※)国の給与水準を100としたときの指数</p>	対国家公務員(行政職(一))	112.5	地域勘案	99.1	学歴勘案	112.5	地域・学歴勘案	100.8										
対国家公務員(行政職(一))	112.5																		
地域勘案	99.1																		
学歴勘案	112.5																		
地域・学歴勘案	100.8																		
<p>②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>○職員全員が東京都特別区(1級地)勤務者であるため対国家公務員(行政職(一))指数は112.5となっているが、在職地域を考慮した場合、国家公務員の給与水準を下回っている(地域勘案指数99.1)。</p>																		
<p>(参考6)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費改革の進捗状況等</p>	<p>○人件費削減方式を採用している。 (単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>20年度実績</th> <th>21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与、報酬等支給総額</td> <td style="text-align: right;">1,043,901</td> <td style="text-align: right;">738,157</td> <td style="text-align: right;">1,016,110</td> <td style="text-align: right;">946,906</td> <td style="text-align: right;">918,107</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率(補正值)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> <td style="text-align: right;">△3.4%</td> <td style="text-align: right;">△10.0%</td> <td style="text-align: right;">△10.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度実績は、実績額710,909千円に、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)に見合う平成17年度人件費推計額を加算。</li> <li>・平成18年度実績は、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)を含めていない。</li> <li>・平成19年度以降の実績額には、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34名)分を含めている。</li> </ul> <p>(※2)人件費削減率は、平成17年度実績に対する削減率を示している。ただし、平成18年度については、19年1月1日増員分(34名)を含まない平成17年度実績額717,909千円に対する削減率を示している。</p> <p>(※3)人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。</p>		17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	人件費削減率(補正值)	/	2.8%	△3.4%	△10.0%	△10.4%
	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績														
給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107														
人件費削減率(補正值)	/	2.8%	△3.4%	△10.0%	△10.4%														
<p>(参考7) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項</p>	<p>○業績評価・能力評価(試行)の評価結果を参考にし、勤勉手当及び俸給月額に反映。</p>																		
<p>(参考8) その他</p>	<p>○平成19年度に職員親睦会への補助に係る規程を廃止。このため、平成21年度のレクリエーション経費の支出はない。</p> <p>○情報・研修館における通勤手当、住居手当等諸手当に係る規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」「人事院規則」等に準拠しており、支給要件、上限額に国家公務員との差異はない。</p> <p>○福利厚生費については、情報・研修館職員は「国家公務員共済組合法」第124条の3の規定により同法の適用を受けるため、情報・研修館の共済事業に関する法人負担・本人負担は国家公務員と同様。国共済以外の法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断・医師、防災・医薬用品、弔事の供花であり、その他の支出はない。</p>																		

### 3-1. サービスの質の向上（情報提供）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b>  <b>16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：A、19年度：B、20年度：A</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>特許電子図書館の機能向上や、相談FAQの提供など、質の高いサービス提供に努めている。特許電子図書館は検索機能や提供情報等に様々な改善が行われ、非常に使いやすくなっており、ユーザーの目線に立った改善を今後とも望む。大学における研究開発支援のための公報固定アドレス提供、連想検索システム試験は意欲的な取組であり、連想検索については、大学のみならず中小企業にとっても効果的と思われる。実証試験結果を踏まえた今後の展開に期待したい。このほか、公報閲覧のための特許審査官端末の増設と活用のための講習会の実施は検索効率・精度を高めるうえで有効であり、また、インターネット出願ソフトの機能向上及び普及のための説明会の充実など、全体的にニーズに応え着実に成果を上げていると判断し、B評価とした。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p><b>1. 工業所有権情報普及業務</b></p> <p>出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許電子図書館（IPDL）の提供情報の拡充・機能向上を図り、年間検索回数を7,000万件以上確保する。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許電子図書館（IPDL）において、ユーザーのニーズに応えるべく検索キーワードの行数拡大、OR検索の追加、NOT演算対応等、検索機能の充実、中国特許文献英文抄録等を照会可能とする等の情報の充実を図った。</li> <li>○特許電子図書館（IPDL）は、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等約7,770万件（平成21年度末現在）について、文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能とな</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・ベンチャー企業等を対象とした IPDL の説明会等を全国 5 箇所以上で開催する。</li> <li>・ 年間 1,300 万件以上の工業所有権情報データを加工が容易な標準的なデータ形式に変換し外部提供を行う（整理標準化事業）。情報抽出からデータ提供までの期間を 1 日間短縮する。</li> <li>・ 他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集するとともに、23 万件以上の和文抄録を作成し利用者に提供する。</li> <li>・ 特許庁の平成 21 年公報発行計画により発行される日本の公開特許公報の英文抄録を 34 万件以上（公報発行件数が 34 万件に満たない場合には発行される全件について）作成し、他国の工業所有権庁に提供する。また、公報発行から英文抄録提供までの期間を前年度より 2 日間短縮する。</li> <li>・ 特許庁と他国の特許庁との合意に基づき、公報の書誌データを年間 50 万件以上整理</li> </ul>	<p>っている（平成 21 年度検索回数：118,921,751 回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者を限定して公報に直接アクセスできる公報固定アドレスを平成 21 年度においては 12 機関（累計 289 機関）に提供。</li> <li>○大学の研究者が特許公報等を簡易に検索できるよう、「特許連想検索試験システム」のプロトタイプ版を 8 大学に提供し、同システムの利便性・操作性向上を目的とした実証試験を実施。また、参加大学へのヒアリングを行い、これまでの取組を取りまとめた報告書を作成。</li> <li>○特許情報の利用促進を図るため、IPDL 講習会を利用者が参加しやすい土曜日・日曜日に全国 6 箇所で開催（延べ参加人数 171 名）。また、各種イベント等において IPDL のデモンストレーションを実施（11 回）。</li> <li>○特許庁が保有する審査経過等のデータを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーの自社内 DB 構築等の工業所有権情報の効率的活用を支援。データ提供までの期間を平成 21 年 10 月から 1 日間短縮。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理標準化データの外部提供件数 15,013,179 件</li> </ul> </li> <li>○特許審査の迅速化に資するため、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書等の和文抄録を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDL を通じて一般のユーザーに対して提供した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和文抄録の作成件数 320,784 件</li> </ul> </li> <li>○他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、日本公開特許公報を「特許協力条約」において国際調査機関が必ず調査しなければならない「最小限資料」とするための条件とされている公報英文抄録（PAJ）を作成し、海外の国際調査機関に送付するとともに、業務フローを見直し、提供までの期間を平成 21 年 4 月から 2 日間短縮。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開特許英文抄録（PAJ）の作成件数 303,486 件（公報発行件数全件）</li> </ul> </li> <li>○日米欧三極特許庁協力の一環として、特許庁が発行する公開特許公報等の漢字書誌データ 550,200 件を作成し、欧州特許庁、米国特許商標庁に提供。</li> </ul>
---	---

<p>し他国特許庁に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他国の工業所有権庁の要望も取り入れながら、審査結果情報を提供するシステムの整備・運用を行うとともに、語彙数を増加して翻訳機能の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他国への審査協力を通じ我が国出願人の迅速かつ的確な権利取得に資するため、「高度産業財産ネットワーク (AIPN)」による日本国特許庁の審査結果等に関する情報を 39 か国・機関に提供するとともに、機械翻訳精度向上のため特許庁書類の定型的な表現変更に伴う訳文登録を行った。</li> <li>○英語で日本語の審査情報を参照できるよう、機械翻訳辞書に新たに約 5,000 語の辞書データを追加した (平成 21 年度末 7,100 語)。</li> </ul>
<p><b>2. 工業所有権関係公報等閲覧業務</b></p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。</p> <p><b>【21 年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外の工業所有権情報・文献を収集し、各閲覧室においてユーザーへの情報提供を確実に行うとともに、我が国の公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供する。</li> <li>・ 閲覧業務を効率的に実施するため、利用状況等に応じて閲覧用機器の設置台数の見直し、更新を行う。</li> <li>・ 特許審査官端末の利用促進を図るため、操作方法等の講習会を実施する。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、第一公報閲覧室及び地方閲覧室 8 カ所において、「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、閲覧に供し、国内公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧室利用者 26,715 人 (平成 21 年度)</li> </ul> </li> <li>○地方閲覧室の閲覧指導員に特許審査官端末の操作方法等の研修を実施し閲覧指導の質の向上を図った。</li> <li>○地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、平成 21 年度末に広島閲覧室を廃止、その他 7 箇所の閲覧室の 22 年度廃止に向け準備。</li> <li>○閲覧室利用者ニーズの高度化・多様化、閲覧室利用者数の推移を踏まえ、IPDL/WS (専用端末) 112 台を廃止し、より高度な検索が可能な特許審査官端末 59 台を設置 (第一公報閲覧室 40 台、地方閲覧室 19 台)。</li> <li>○利用者の利便性向上のため、第一公報閲覧室利用者に対して「閲覧室利用者証」の発行を開始し、利用の都度の身分確認を行っていた手続を簡素化。</li> <li>○特許審査官端末の利用促進のための特許審査官端末講習会を 9 回実施 (延べ参加者 102 名)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許審査官端末利用者 延 10,385 名</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 審査・審判関係図書等整備業務

迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。

#### 【21年度計画】

- ・ 特許協力条約に定める国際調査対象の非特許文献を的確に収集するため、調達計画を作成する。
- ・ 最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料（カタログ等）を収集する。
- ・ 収集した技術文献の閲覧リストを月一回更新してホームページ掲載し、閲覧に供する。

#### 【実績】

- 特許庁の審査・審判の処理に資するため、審査・審判資料の内外国文献を購入・提供した。
  - ・ 内国図書：379冊　・ 内国雑誌：10,137冊、405タイトル
  - ・ 外国図書：44冊　・ 外国雑誌：6,147冊、441タイトル
  - うち国際調査対象の非特許文献：2,919冊、144タイトル
- 特許庁の審査・審判の最終処分（登録査定・拒絶査定等）が確定した出願書類、審判記録を特許庁から受入・保管し、特許庁審査官・審判官、閲覧人からの求めに応じた出納業務を行った。
  - ・ 21年度受入件数　22,209件
  - ・ 21年度出納件数　11,347件
  - ・ 保管件数　約3,188,000件
- 意匠審査の的確な処理に資するため、最新のデザイン等が掲載されたカタログ等の収集を実施した。
  - ・ 内国カタログ　11,915件　・ 外国カタログ　2,997件
- 情報・研修館ホームページに掲載した閲覧可能図書等のリストを月1回更新し、閲覧サービスの充実を図った。
- 「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、図書及び意匠公知資料の閲覧サービスを実施した。
  - ・ 閲覧利用者数　195名



#### 4. 工業所有権相談等業務

技術革新や事業化の速度に適応した機動的な権利の取得や活用を促すため、中小・ベンチャー企業を始めとするユーザーに対する工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。

##### 【21年度計画】

- ・ 来館者及び電話での相談については直ちに回答し、文書・メールでの相談には1開館日以内に回答する。
- ・ 相談データベースを活用した回答例集をホームページに掲載する。

##### 【実績】

○「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、窓口・電話・文書及び電子メールによる相談に対応。電話相談受付は20時まで実施し、文書及びメール相談については、全件一開館日以内に回答した。

相談件数 56,559件（平成20年度：61,074件）

##### <内訳>

- ・ 窓口：11,346件 電話：39,957件 文書：1,799件 電子メール：3,457件
- ※17時以降の窓口相談件数：354件
- ※18時以降の電話相談件数：779件

○イベント等において出張相談を10回実施（延べ相談件数110件）。

○相談に係る応答の充実・内部の情報共有効率化のため、平成20年度に構築した相談データベースを活用し、平成21年4月よりホームページ上に産業財産権相談サイトを開設してFAQを提供。

・ FAQアクセス件数 115,513件

##### <内訳>

- 特許：41,879件 実用新案：10,426件 意匠：6,761件 商標：25,964件
- その他：12,716件 制度施策：829件 共通：16,938件

○ユーザーから問い合わせの多い相談（商標）について冊子等を作成し、関係機関やイベント等において配付を行った。

・ 商標出願の書き方ガイド、かんたん商標出願講座（動画）

#### 5. 情報システム業務

最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。

##### 【21年度計画】

##### 【実績】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、制度改正等による事務処理変更への対応、インターネット出願ソフトの国際出願機能の取込を行う等、利用者の一層の利便性・操作性の向上を図る。</li> <li>・ インターネット出願への移行にあたり、出願件数の多い企業や課題のある企業等を15社以上訪問し、インターネット出願の利用促進を図る。</li> <li>・ インターネット出願一元化に向け、インターネット出願への移行方法を中心とした中小・ベンチャー企業等に対する説明会等を47都道府県で開催する。</li> <li>・ 特許庁における公報発行計画に基づき、適切な公報システムの整備・管理を行う。また、必要に応じて機能改善を行う。</li> <li>・ 特許出願書類からDNA配列データ等のデータを4,500件以上加工・作成するほか、審査資料として有益な非特許文献の書誌データ及びイメージデータの作成、検索キーデータ35万件以上の調達等を行い、先行技術文献データベース、特実検索システムに蓄積する。</li> <li>・ 効率的な商標審査に必要なデータ作成のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ユーザーの利便性向上、制度改正等に対応した電子出願ソフトウェアの改善、操作性等向上等を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先権デジタルアクセスサービスに対応した新バージョンリリース（4月）</li> <li>・ PCT国際出願の手数料改定に対応した新バージョンリリース（7月）</li> <li>・ 電子認証登記所が発行する新電子証明書に対応した新バージョンリリース（10月）</li> <li>・ PCT国際出願機能を搭載したインターネット出願ソフトのリリース（1月）</li> </ul> </li> <li>○平成21年度に、初心者でも簡単に願書等を作成できる手続書類作成支援ツールの平成22年度中の提供に向け仕様を企画・検討、開発に着手。</li> <li>○インターネット出願の普及を図るため、出願件数の多い企業20社を訪問、インターネット出願の利用を促した。</li> <li>○インターネット出願への一元化に向けて、全国47都道府県で説明会を実施。（開催54箇所、延べ参加者2,163名、追加開催4回（法人・個人別）、47名参加）</li> <li>○他機関からのインターネット出願の講師派遣要請に対応し講師派遣（2回）、その他イベント、研修等において講師派遣（13回）。</li> <li>○迅速な公報発行に対応するため、自動編集エラー対応の拡充等、公報システムの整備・管理を実施した。</li> <li>○特許出願書類からDNA配列データを5,840件加工・作成し蓄積するとともに、DNA関係特許情報を年間26回購入し蓄積を行った。また、DNA公共データの収集・蓄積を実施した。</li> <li>○迅速かつ的確な特許審査に資するため、先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献について、検索に必要な分類等の情報に係るデータを作成し、データベースへの蓄積を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イメージデータ作成：106,046件（819,978頁）</li> </ul> </li> <li>○特許文献の検索を効率的に実施する上で、有用な資料及び検索キー等のデータを購入し、372,306件を蓄積した。</li> <li>○商標審査の効率化に必要な、出願商標の解析データを132,340件、国際標章登録出願の</li> </ul>
---	---

<p>め、解析を行い検索用のキーデータを付与したデータを年間 11 万件以上作成するとともに、国際標章登録出願の類似群コード付与等年間 1 万 5 千件以上行う。また、商標登録できない原産地名称等のデータを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許行政への理解、知的財産権制度への関心を増進するため、ユーザーの利便性に配慮し、幅広い利用者層に対応したコンテンツの作成更新を行う。</li> </ul>	<p>類似群コード付与等を行ったデータを 17,755 件作成した。また、商標登録を受けることができない名称・マーク等のデータを 2,437 件作成した。</p> <p>○特許行政に関する情報の電子的提供を行うため、特許庁ホームページの管理運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規・更新ファイル作成 13,036 件</li> <li>・ ユーザーアクセス件数 15,177,065 件</li> </ul>
--	---

### 3-2. サービスの質の向上（流通）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b>  <b>16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：B、19年度：B、20年度：A</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>アドバイザー派遣人数の減を勘案すると、成約件数は例年と比して遜色ないレベルにある。また、アドバイザーがライセンス支援を行うと同時に、地域の人材へOJTによる技術移転のノウハウ継承を行っていることを踏まえれば、質の高いサービス提供を行っていることが伺える。また、円滑な研究開発を促す観点からのリサーチツール特許データベースの提供、新たに複数のライセンス情報をパッケージとして具体的な利用方法を提供する等、将来を見据えた事業を行っていることを高く評価し、A評価とした。第三期中期目標期間に向けては、これまでの事業の実施状況を踏まえ、方向性をしっかり議論する必要がある。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>		<p><b>平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>開放特許が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備する。中期計画において達成目標をできる限り具体的かつ定量的に明示し、その達成度を踏まえつつ、特許流通アドバイザー派遣事業の事業規模の縮小や必要正の乏しい事業の廃止を含めた業務見直しを行う。</p> <p><b>1. 人材活用等による特許流通の促進</b>          自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及</p>		<p><b>【評価】</b>          ○特許流通促進のための専門人材の派遣、企業訪問などが活発になされており、着実に成果を上げている。          ○ゼロベースでの事業見直しにあたっては、中小企業の活性化という意味で継続すべき。中小企業のグローバル化が日本の生き残る道であり、そのためには知財戦略が必須であるが、知</p>

<p>啓発を行う。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許流通促進支援人材（特許流通アドバイザー）の企業訪問回数 16,000 回以上を確保する。</li> <li>・ 地方自治体の技術移転に関わる人材の育成、特許流通のノウハウ継承の支援を行う。</li> <li>・ 特許流通アドバイザーの育成指導が終了した地域技術移転人材を対象に、自立的に活動するための支援を行う。</li> </ul>	<p>財に関し独り立ちできる中小企業は少ない。特許庁のノウハウを活用した情報・研修館ならではのサービスが今後とも必要。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○特許流通を促進するため、技術移転に関する専門人材（特許流通アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体及びTLO等に派遣し、企業訪問を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣人数 92 名</li> <li>・ 企業訪問回数 22,826 件</li> <li>・ 平成 21 年度成約件数 1,303 件</li> <li>・ 累計成約件数 13,427 件（平成 21 年度末）</li> </ul> <p>○地域において特許流通促進活動が自立的に行われる環境を整備するため、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通アドバイザーのOJT等により、特許流通に関するノウハウの継承、人材育成支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数 55 名</li> <li>・ 新任アシスタントアドバイザーに対し、各人のスキルレベルに応じた研修を実施。</li> <li>・ 全アシスタントアドバイザーに対し、特許契約に関するケーススタディや人的ネットワークを強化するための研修を実施するとともに、これまでの活動に係るフォローアップのための研修を実施。</li> </ul> <p>○特許流通アドバイザーによるOJTが終了した人材（自治体特許流通コーディネーター）53 名に対し、特許流通に関する情報提供のための「特許流通事務者 SITE」の提供を開始。</p>
<p><b>2. 開放特許情報等の提供・活用の促進</b></p> <p>開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供する。また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及を図る。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○円滑な研究開発を促す観点から、リサーチツール特許データベースによる研究素材に係るライセンス条件等の提供や、ライセンスパッケージ情報の提供は興味深い取組。前者についてはライフサイエンス分野以外への展開も期待したい。</p>

<p><b>【21 年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業、大学等が保有する特許の特許流通データベースへの登録を促すための普及啓発活動を 10 回以上行う。</li> <li>・ 特許情報検索専門家の企業訪問回数 5,000 回以上を確保する。</li> <li>・ リサーチツール特許の検索機能を追加した特許流通データベースの利便性を目指した機能変更を行う。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業等が保有する開放特許の活用を促進するため、イベント会場等における普及啓発・登録促進活動（20 回）を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規登録件数：7,228 件（21 年度末累計：46,736 件）</li> <li>・ 特許流通 DB「ライセンス情報」検索回数：100,179 回</li> </ul> </li> <li>○ 開放特許活用促進の普及啓発のための開放特許活用例集（50 事例）を年 2 回発行。</li> <li>○ 地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報の活用促進を図るため、特許情報検索の専門家（特許情報活用支援アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体に派遣し、企業訪問を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣人数 53 名 ・ 企業訪問回数 10,832 回</li> <li>・ 企業サポート活動 454 件（商品化支援 192 件 社内人材育成 51 件 出願支援 211 件）</li> </ul> </li> <li>○ ライフサイエンス分野の円滑な研究開発のため、研究に用いる道具となる物等に関する特許（リサーチツール特許）の権利情報、ライセンス条件等に係る「リサーチツール特許データベース」を平成 21 年 4 月にリリース。</li> <li>○ 複数のライセンス情報をパッケージ化し、具体的な利用方法を提供するライセンスパッケージ情報機能を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサーチツール特許データベース登録件数 34 件（累計 856 件）</li> <li>・ リサーチツール特許データベース検索回数 7,148 件</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>3. 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備</b></p> <p>自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備する。</p> <p><b>【21 年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産権取引業者のデータベース登録を促すため、普及啓発活動を 10 回以上行う。</li> <li>・ 知的財産権取引業者の事業円滑化の支援のため特許ビジネス市を 3 回以上実施するとともに、地方自治体の実施する同様のイベントに支援・協力を行う。なお、農林水産</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許ビジネス市の開催ノウハウの自治体等への提供に合わせて、ビジネスプラン作成支援等を行っているのは非常に重要な活動であると思われる。今後は、本取組をどのように発展させるかを検討するにあたり、知財流通支援が民間企業のビジネスとして実施される可能性がどの程度あるかの検証も必要と思われる。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的財産権取引ビジネスの振興のため、イベント会場等において普及啓発活動を行うとともに（25 回）、登録手続を簡素化し登録を促進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産権取引業者データベース登録件数 103 社（平成 20 年度：96 社）</li> </ul> </li> <li>○ 知的財産権取引業者の事業の円滑化を図るため、知的財産権取引業者や金融機関等が各種アライアンスの申し出を募る特許ビジネス市を 4 回開催した（延べ参加者 349 名）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（21 年度）発表件数 32 件 実施権許諾契約 10 件 その他契約 32 件</li> <li>・（累計）発表件数 151 件 実施権許諾契約 127 件 その他契約 135 件</li> </ul> </li> </ul>

<p>分野の技術移転による事業化意識の向上・活発化を促すためビジネス市を含めて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の技術移転実務者の情報交換の場として国際特許流通セミナーを開催する。</li> <li>・ 特許流通市場に参加する人材を増加させるための普及啓発として特許流通講座を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体が主催する地域版特許ビジネス市に、情報・研修館が、開催ノウハウの提供、技術シーズの募集・選定、ビジネスプランの作成支援などの開催協力を行った（5回開催）。</li> <li>○特許流通・技術移転の専門家養成、専門家ネットワークの形成などを目的として、国際特許流通セミナーを開催。多くの国内・海外の技術移転実務者、知的財産権取引事業者が一同に会し、技術移転の国際的な動向、先進的な取組事例の紹介を通じて技術移転の国内への浸透を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催日：平成22年1月25日～26日</li> <li>・ 会場：ホテル日航東京</li> <li>・ 参加者：2,513名</li> </ul> </li> <li>○特許流通市場に参加する人材の増加、特許流通・知的財産活用による地域の活性化を図るため、特許流通講座を10回、全国8箇所で開催した（延べ受講者622名）。</li> </ul>
<p><b>4. 特許流通に関する調査</b></p> <p>特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析する。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許流通促進のため、欧米先進地域を含む海外における調査並びに日本の特許流通の実状に関する調査等を3テーマ程度実施する。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内外の特許流通の実情に関する3テーマについて調査・分析を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特許流通促進事業のこれまでの事業成果等に関する調査研究」 <p>これまで実施してきた特許流通促進事業の成果等を総合的に調査・分析し、有識者による委員会において、今後の我が国における特許流通支援策の在り方について検討。</p> <p>調査結果は、次期中期計画策定に向けた検討の参考とするとともに、知財活用に係る情報の提供方法の改善を始め、現事業の効果的な実施のための見直しに反映。</p> </li> <li>・ 「地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究」 <p>各府省やその関係機関及び地方自治体の各種地域科学技術振興施策を把握・整理するとともに、地域の課題や期待されるニーズ等を調査・分析し、現状の各種施策との相乗効果が発揮されるような今後の支援の在り方について検討。</p> <p>調査結果を踏まえ、専門人材間及び地域間の連携強化や人材育成支援が求められてい</p> </li> </ul> </li> </ul>

ることから、全国会議等ネットワークを形成する機会の増設やスキルアップ研修を実施。また、自治体特許流通コーディネータの役割の明確化を図るため、管理者に対する活動状況の積極的なフィードバックを実施。

・「諸外国との比較における我が国の技術移転市場の今後の在り方に関する調査研究」

近年、積極的に技術移転を展開するアジア諸国等における技術移転活動の経緯・現状に関する調査を実施するとともに、過去の調査結果（米国、西欧、北欧等）を包括的に分析し、日本の技術移転市場との比較を行い、今後の我が国の技術移転市場を活性化するための方向性について考察。

我が国企業が有する潜在的技術力を事業的価値として高め、技術事業化を一層活性化させるため、認識の共有・今後の支援強化に向けた関係府省・政府機関等に対する情報提供を実施。

（調査報告書）

<http://www.ryutu.inpit.go.jp/download/index.html>



### 3-3. サービスの質の向上（人材育成）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b>  <b>16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：A、19年度：B、20年度：B</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>特許庁職員、調査業務実施者など各必要分野の人材を育成する研修を着実に実施していることに加え、民間の知的財産専門人材のボトムアップという観点から、特許庁職員に対する研修の知見を活かし、特許庁の審査ノウハウ・審査基準等の情報・研修館ならでの研修を提供している。中小・ベンチャー企業は自前での研修が困難と思われるため、このような施策は必要である。知財の活用促進に向けた研修の新設やe-ラーニングコンテンツの充実、研究コンソーシアムにおける知財の出口戦略支援等、ニーズに応えた積極的な取組を評価しA評価とした。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p><b>1. 特許庁職員に対する研修</b>          法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術の急速な進展等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許庁研修基本方針及び21年度研修計画に基づき、研修を効果的かつ効率的に実施する。</li> <li>・ 実務演習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化する。</li> <li>・ 人材交流の機会として当事者系審判研修及び先端技術研修の弁理士参加を推進する。</li> <li>・ 講師の充実、研修内容の質的向上を図る。</li> <li>・ 通学型の語学研修に第二外国語を加え、より効果的に実施する。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <p>○特許庁の平成21年度研修計画に基づき、特許庁職員5,919名に対し研修を実施。審査・審判系研修等については、審査迅速化の取組に配慮し効果的かつ効率的な研修実施に努めた。</p> <p>    必修研修：特許法 実用新案法 意匠法 商標法 条約 審査・審判実務 等          任意研修：管理者研修 外国語研修 メンタルヘルス研修 法的専門研修 PC研修 等</p> <p>○事例研究、演習、討論を取り入れた研修を行い審査実務能力の強化を図った。</p> <p>○審判研修に12名の弁理士が参加、先端技術研修に90名の弁理士が参加し、人材交流を図った。</p> <p>○受講者の意見・要望等を踏まえ、講師・研修内容の見直しを行い質的向上を図った。</p> <p>○語学研修の効率化のため、通学型語学研修に独語・仏語・中国語等を追加した。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修への要望を的確に反映し研修内容の改善を図る。</li> <li>・ eラーニング学習教材を積極的に活用する。</li> <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修生・講師のアンケート結果を踏まえ、研修科目、時間、テキスト等の改善を行った。</li> <li>○「審査官補コース研修」「任期付職員初任研修」及び「審査官コース前期研修」において、eラーニング学習教材を活用し効率的に研修を実施した。</li> <li>○アンケートによる満足度：「有意義だった」98.2%</li> </ul>
<p><b>2. 調査業務実施者の育成研修</b> 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づいて、登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施する。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年3回実施するとともに、登録調査機関、設立予定機関の動向を把握し、必要に応じて10月開講の研修を追加する。</li> <li>・ 特許審査迅速化に資するため、調査実施者が実践的な能力を身につけられるよう、カリキュラムの見直しを検討する。</li> <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許庁が定める方針に基づき、調査業務実施者育成研修を4回実施（受講者477名）。本研修を修了した調査業務実施者が、特許庁の審査処理促進のための先行技術文献調査を実施している。</li> <li>○調査業務実施者の調査能力評価において、質問例を見直し、実践能力担保の向上を図った。</li> <li>○アンケートによる満足度：「有意義だった」99.8%</li> </ul>
<p><b>3. 民間企業等の人材に対する研修</b> 企業等において工業所有権に関する業務に従事する者の先行技術調査能力や実務的な知見を高めるための研修や中小・ベンチャー企業等における知的財産マインドの向上を支援するための研修を効果的に実施する。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修内容の充実度・満足度の高さを評価。中小企業を対象とする研修・講習会については参加人数が相対的に少なく、広報活動及び意識向上が課題。</li> <li>○知財活用検討研修を新設するなど、知財の活用促進に向けた意欲的な新規取組を評価。</li> </ul>

## 【21 年度計画】

- ・ 中小・ベンチャー企業等を対象とした「特許侵害警告模擬研修」を5回実施し、うち4回は地方で開催する。
- ・ 中小・ベンチャー企業における権利活用に向けた研修教材を作成し、研修を新設する。
- ・ 弁理士、弁護士及び企業知財部員等を対象に特許審査基準等に関する討論形式の研修を3回、意匠審査基準等に関する討論形式の研修を1回実施する。
- ・ 拒絶理由通知への応答に関する研修を1回実施する。
- ・ 知的財産教育協会と連携し、知的財産管理技能士を対象とした研修を2回実施する。
- ・ 効率的な技術開発、重複研究の排除等に資するための特許情報検索に関する実践研修を6回、意匠検索に関する実践研修を1回開催し、特許情報検索に関する実践研修の上級レベルでは技術分野別に実施する。
- ・ 政府関係機関、独立行政法人及び地方自治体職員等を対象に知的財産に関する研修を5回実施する。
- ・ (独)教員研修センターと連携し、教職員を対象とした研修を1回実施する。
- ・ 研修生に対するアンケートで、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。
- ・ 特許情報検索に携わる者のインセンティブ向上の機会として、検索実務能力を客観的に評価し顕彰を行う競技大会を開催する。

## 【実績】

- 中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、「特許侵害警告模擬研修」を5回開催した(うち地方4回、受講者100名)。
- 新たに、中小・ベンチャー企業向けに、知的財産活用検討研修を開催した(受講者15名)。
- 弁理士や企業の知財部員等知財関係者向けに、特許庁における特許の審査基準に関して理解を深めるための「審査基準討論研修」を3回開催した(受講者69名)。
- 意匠については、審査基準に関する「意匠審査基準討論研修」(受講者16名)特許庁から送付される権利とならない理由の通知(意匠拒絶理由通知)に対する応答の仕方に関する研修「意匠拒絶理由通知応答研修」を開催(受講者29名)。
- 知的財産管理技能士の知見、能力の維持・向上のため、知的財産管理技能士フォローアップ研修を3回実施した(受講者106名)。
- 機械・化学・情報通信分野の特許情報について、特許庁審査官の検索ノウハウに関する研修を4回開催(受講者173名)、特許電子図書館を使用した特許情報検索研修を2回開催(受講者46名)。また、意匠の検索研修を1回開催(受講者23名)。
- 知的財産に関する基礎的知識の習得、知財政策の浸透等を目的として、行政機関職員等を対象とする研修を5回開催(受講者149名)。
- 工業高校の教員等を対象に、産業・情報技術等指導者養成研修を実施した(受講者16名)。
- アンケートによる満足度:「有意義だった」97.8%
- 各研修において、研修生の相互研鑽を図れるよう、一部に討論形式の講義科目を導入。
- アンケートによる受講生からの要望等を踏まえ、一部の研修において特許検索の難易度の適正化、研修カリキュラムの見直し、教材の新規作成。
- ホームページで受講申請用の申込みフォームを提供し、迅速な受講者決定を図った。
- 特許情報検索に携わる者の実務能力評価とインセンティブ向上のため、8月に「特許検索競技大会2009」を、関西特許情報センター振興会と共催で東京、大阪の2会場で開催(参加者85名)し、11月の「特許・情報フェア&カンファレンス」にて表彰式を開催。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産人材育成推進協議会に参画し、民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進する。</li> <li>・ 中国等、アジアの知財人材育成機関間の会合の開催等、情報交換及び相互協力を推進する。</li> <li>・ WIPO（世界知的所有権機関）GNIPA（Global Network IP Academy）の会合に参加し、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深める。</li> </ul>	<p>また1月に、特許情報検索に携わる者の能力向上に資するため解答の解説等を行う「特許検索競技大会 2009 フィードバックセミナー」を東京・大阪にて開催（参加者 244 名）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代の知財専門人材の育成に向けた問題提起・啓発のため知的財産人材育成推進協議会のオープンセミナーを3回開催した（参加者267名）。</li> <li>○情報・研修館が知的財産人材育成推進協議会の事務局として、知的人材育成に関する協力推進、情報交換等を目的とする作業部会を8回開催、協議会を1回開催し、政府の「知的財産推進計画 2010」策定に向けて提言を取りまとめ。</li> <li>○海外の知財人材育成関係機関との情報交換、相互協力に向けた取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日韓大学特許管理専門家交流会議（5月）</li> <li>・ 韓国国際知識財産研修院との情報交換（5月）</li> <li>・ 第2回日中知財人材育成機関間連携会合、中国知識産権トレーニングセンターとの協力覚書締結（9月）</li> <li>・ 第2回日韓大学知的アドバイザー会合（1月）</li> <li>・ IPアカデミーの効果的経営のためのWIPO（世界知的所有権機関）地域ワークショップ（2月）</li> <li>・ 知的財産基盤に関するWIPOハイレベルフォーラム（3月）</li> </ul> </li> <li>○6月開催のWIPO・GNIPA会合に参加し、日本における情報・研修館の取組紹介、他国の人材育成機関と情報交換。</li> </ul>
<p><b>4. 情報通信技術を活用した学習機会の提供</b>  特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発済みのeラーニング教材を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供可能な教材を外部の知的財産関係者に提供する。</li> <li>・ 学習教材を更新分含め8コンテンツ程度開発する。</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ eラーニング教材のコンテンツの充実化、特許情報の検索研修に使用する教材テキストの一般公開は評価できる。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開発済みの35コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、26コンテンツをホームページから外部提供中。</li> <li>○8コンテンツを開発、講義の編集作業終了後順次リリースした。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 コンテンツについて携帯型端末での使用を可能にして外部に提供する。</li> <li>・ 日米欧の三極特許庁向けに開発済みの3コンテンツを特許庁、情報・研修館、欧州特許庁、米国特許商標庁職員に提供するとともに、三極特許庁間の協議結果に応じて教材開発の協力を行う。</li> <li>・ 公開可能な教材を、ホームページで広く公開する。</li>   <li>・ 「特許研究」誌を編集・発行し、関係機関等に配布するとともに、日本語版に加え英語でホームページに掲載する。</li> </ul>	<p>「人事評価制度」「技術ライセンス-特許の取扱いに関連する契約-」  「審査・審判のための行政法の概要について」  「米国での審査・審判を理解するための英米法の基礎」「審査のための著作権法概論」  「知的財産と独占禁止法について」「TRIPS 協定概論」  「The Outline of Japanese Trademark System &amp; Examination Procedure」</p> <p>○8 コンテンツについて携帯型端末を利用した視聴学習サービスを提供中。</p> <p>○日米欧三極特許庁向けの開発済み教材 11 コンテンツを、日本国特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員並びに米国特許商標庁（USPTO）職員に提供するとともに、日米欧 e ラーニングポータルサイトに学習教材を提供。</p> <p>○調査業務実施者育成研修、特許情報の検索に関する研修で使用する教材のうち 6 教材を、ホームページで公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許法概論&amp;審査基準</li> <li>・ 検索の考え方と検索報告書の作成</li> <li>・ 優先権を伴う出願について</li> <li>・ 検索の実務</li> <li>・ 先行技術文献調査実務</li> <li>・ 特許文献検索実務（理論と演習）</li> </ul> <p>○産業財産権制度に関する基礎研究を活発にするため、制度に関する資料の解析・紹介や学術的な研究発表の場の提供を行う「特許研究」誌を編集・発行しホームページ掲載、関係機関等に配布するとともに、英語版を作成しホームページ掲載した。</p>
<p><b>5. 大学の知的財産管理機構の整備支援</b></p> <p>大学における知的財産戦略の策定や出願の選別等による権利の適切な保護・活用等に資するため、大学の知的財産管理部門の体制の整備の重要性を踏まえ、それらに必要な情報の提供・普及を行う。</p> <p><b>【21 年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学における知的財産管理体制の構築支援のため、知的財産管理アドバイザー等を 20 大学以上に派遣する。</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○知財プロデューサーを研究コンソーシアムへ試験的に派遣し、知財の出口戦略策定を支援する取組は、イノベーション創出の観点から今後益々重要になると思われる。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○外部の専門人材の知見を活用して大学等の知的財産管理体制構築をするため、大学知的財産アドバイザーを 21 大学等に派遣、派遣先大学等を情報・研修館ホームページに掲載した。</p> <p>○研究コンソーシアムにおける特許戦略策定等の支援のため、大学が参加する研究コンソーシアムに対する知財プロデューサーの試行派遣先を新規に 2 件追加（21 年度末 3 件）。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学に対して、知的財産管理体制構築の相談会やセミナーを1回以上実施する。</li> <li>・ 知的財産管理アドバイザーの活動成果を「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」に反映させる。</li> </ul>	<p>○アドバイザー派遣先大学における進ちょく報告等の連絡会議（3回）、事業普及を目的とした「知的財産管理体制構築支援セミナー」（7回）を実施した。</p> <p>○マニュアル編集会議を2回開催、平成22年度のマニュアルの方針として大学知的財産アドバイザーが活動の中で得たノウハウを取り入れることを決定。</p>
<p><b>6. 工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援</b></p> <p>知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成を図り、工業所有権に関する実践的な知識を備えた人材を育成するため、児童、生徒、学生等を対象とする教育用教材の整備、提供を行うとともに、教員等による活用を支援する。</p> <p><b>【21年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の学校教育機関等に対し、上記テキストを配布希望調査に基づき配布する。また教材の改善を図るため、利用者に対しアンケート調査を実施する。</li> <li>・ 経営、経済学部系の文系学生向けの教材を作成する。</li> <li>・ 産業財産権標準テキストを利用した知的財産権教育の実践事業を、全国50校以上の参加校を確保して実施する。</li> <li>・ 知的財産教育で培った能力を実践的に試す機会として、学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施する。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <p>○全国の学校教育機関等を対象に知的財産教育用教材の提供を行うため、配布希望調査を実施して産業財産権標準テキスト等（12種類）を配布希望のあった学校教育機関等に配布（約5,800箇所、約51万冊）。</p> <p>○教材の改善を図るための利用者アンケート調査を実施。</p> <p>○有識者による委員会を構成し、産業財産権標準テキスト及び副読本の改訂を実施。</p> <p>○経営・経済学を学ぶ学生向けに、知財マネジメントの教材として「事業戦略と知的財産マネジメント」を作成し、大学等関係各所に配布。</p> <p>○産業財産権標準テキストを利用した知的財産教育の実践を行う推進協力校事業を、全国の工業高校、商業高校等計56校で実施。各校から事業の報告を受け、テキスト使用方法、教員の知財意識の向上、生徒・学生の知財学習による効果等について、さらなる知財教育実践の裾野拡大を図るために報告書を取りまとめ。</p> <p>○知的財産マインドの醸成、知的財産権制度への理解促進を目的に、高校生、高等専門学校生及び大学生等学生を対象としたパテントコンテストを実施し、262件の応募があった（うち、特許出願支援対象発明に16件が選定）。</p> <p>○意匠に係るデザインパテントコンテストを実施し、90件の応募があった（うち、意匠登録出願支援対象に27件が選定）。</p>

#### 4. 財務内容

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>16年度：B、17年度：B（17年度まで3段階評価）、18年度：B、19年度：B、20年度：B</b>																		
<b>評価のポイント</b>	運営費交付金債務の発生は、競争的調達の実施による節減、特許庁のシステム最適化計画も踏まえた IPDL・電子出願ソフト等の開発項目の絞込・精査等見直しによる節減、人件費や特許庁の公報発行件数等の予定件数の減少によるものであり、事業未実施により発生したものではないことも踏まえ、堅実な財務運営と判断しB評価とした。																		
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>																		
<b>1. 財務内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用する。</li> <li>「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえて作成した平成21年度予算に基づき効率的な運営を行うとともに、工業所有権公報等閲覧業務等において複写手数料、人材育成業務において研修内容に応じて実費の徴収を行うなど、可能な限り自己収入の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結。</li> <li>○予算執行に係るヒアリングを適宜実施するとともに、原則、毎月開催の運営会議で予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等進捗管理を厳格に実施。</li> <li>○民間企業等向けの研修について、実費徴収を基本にしつつ、特許侵害警告模擬研修の有料化及び調査業務実施者育成研修の受講者が増加したことにより研修受講料収入は前年度から30,453千円増となっている。「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）も踏まえ、引き続き、可能な限り自己収入の確保に努める。</li> </ul>																		
<b>2. 保有資産の有効活用</b>	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>帳簿金額</th> <th>利用状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>建物附属設備</td> <td>情報・研修館内</td> <td>26,833</td> <td>公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフトウェア</td> <td>情報・研修館内</td> <td>1,294,605</td> <td>電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「独立行政法人整理合理化計画」で処分するとされた資産は該当なく、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）の「不要資産の抜本的直し」に言及ある福利厚生施設等の資産は保有していない。</li> <li>○本部事務所は東京都に設置、特許庁及び経済産業省別館を無償使用。賃貸借を行っている地方公報閲覧室は平成22年度末までに廃止予定。その他の支所、海外事務所等はない。</li> <li>○資金運用は短期的な金融機関への預金のみとなっている。</li> </ul>				用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等		建物附属設備	情報・研修館内	26,833	公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。		ソフトウェア	情報・研修館内	1,294,605	電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。
用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等															
	建物附属設備	情報・研修館内	26,833	公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。															
	ソフトウェア	情報・研修館内	1,294,605	電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。															

3. 欠損金、剰余金の適正化	<p>○欠損金は発生していない。</p> <p>○利益剰余金は通則法第44条第1項の規定により積立金として整理し、第二期中期目標期間終了後に国庫に納付する予定。</p>
4. リスク管理債権の適正化	<p>○リスク管理債権はない。</p>
5. その他	<p>○他法人に対する出資はない。</p>



<貸借対照表（B／S）>

貸借対照表（B／S）		（単位：百万円）	
		H22. 3. 31現在	H21. 3. 31現在
<b>特筆すべき事項</b>			
流動資産	8,946	6,811	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的調達（一般競争、企画競争等）の実施による節減（約2.7億円）、特許庁のシステム最適化計画を踏まえたIPDL・電子出願ソフト等の開発項目の絞込・精査による事業見直しによる節減（約11.3億円）、人件費や特許公報英文抄録データ作成等の予定数量の変動等（約4.4億円）により、年度末に約19億円の運営費交付金債務が発生。</li> <li>○ 運営費交付金債務は、第2期中期目標期間の最終事業年度である平成22年度決算において精算のための収益化し、積立金への利益の処分を行ったうえで、国庫に返納する予定。</li> <li>○ 利益剰余金は全て通則法第44条第1項に規定する積立金であり、第2期中期目標期間終了後に国庫に返納予定。</li> </ul>
現金及び預金	8,940	6,804	
その他	6	8	
固定資産	1,326	1,117	
有形固定資産	30	26	
無形固定資産	1,296	1,091	
ソフトウェア	1,295	1,090	
その他	1	1	
<b>資産合計</b>	<b>10,272</b>	<b>7,928</b>	
流動負債	8,950	6,816	
運営費交付金債務	5,962	4,092	
未払金等	2,988	2,724	
固定負債			
資産見返負債	1,290	1,084	
<b>負債合計</b>	<b>10,240</b>	<b>7,900</b>	
資本剰余金	1	1	
利益剰余金	31	27	
<b>純資産合計</b>	<b>32</b>	<b>28</b>	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,272</b>	<b>7,928</b>	

< 損益計算書 (P/L) >

損益計算書 (P/L)			(単位：百万円)		特筆すべき事項
			H21. 4. 1~H22. 3. 31	H20. 4. 1~H21. 3. 31	
業務費	11,007		11,388		
工業所有権関係公報等閲覧業務費	387		434		
審査審判関係図書等整備業務費	252		264		
工業所有権情報流通等業務費	2,393		2,686		
工業所有権情報普及業務費	5,871		5,964		
工業所有権相談等業務費	161		151		
情報システム関連業務費	1,354		1,270		
人材育成業務費	589		619		
一般管理費	270		271		
経常費用	11,277		11,658		
運営費交付金収益	10,918		11,448		
複写手数料収入	7		12		
研修受講料収入	101		71		
資産見返運営費交付金戻入	255		143		
雑収入	0		0		
経常収益	11,282		11,675		
経常利益	4		16		
臨時損失	-	-			
当期純利益	4		16		
当期総利益	4		16		

## 5. その他

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>16年度：－、17年度：－、18年度：A、19年度：B、20年度：B</b>	
<b>評価のポイント</b>	夜間の相談受付や応答性の向上を図る取組など相談業務の充実や、講習会の休日実施等サービスの質的向上に努め、また、特許庁方針に基づく ISDN 回線出願の廃止・インターネット出願一元化という大きな変化にも、ユーザー支援の観点から柔軟に対応して混乱なく対処している。全体としてサービス向上のために継続的に努力がなされていることからB評価とした。	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成21年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<b>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</b> 非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機動性やユーザーサービスの一層の向上を目指すとともに、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユーザーサービス向上のため、20時までの電話相談受付を継続。</li> <li>○20年度に引き続き、IPDL講習会を民間事業者が参加しやすい土日に開催。</li> <li>○窓口業務に携わる職員に対するCS（顧客満足）研修の実施。</li> <li>○情報・研修館ホームページで、支出見直しに資する情報・提案を広くユーザーから募集。</li> <li>○事務・事業の円滑化やユーザーサービスの向上などについて検討を行うための業務改善等ワーキンググループ発足。</li> <li>○情報・研修館インフォメーション（イントラネット）等を活用し、積極的に情報共有を促進することで組織内の相互補完を図った。</li> <li>○インターネット出願一元化に向けISDN回線のユーザーに周知（“お知らせ”1万通）、切替え時に相談対応要員を23時まで配置。</li> </ul>	
<b>2. 特許庁との連携</b> 高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくとともに、情報・研修館と特許庁の両者の業務の効率化に資するよう、引き続き人事交流を含めた特許庁との密接な連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特許庁関係者と定期的に意見交換を行うことにより密接な連携を図った。</li> <li>○情報・研修館相談部に寄せられた要望等を、特許庁関係課室にフィードバックしユーザーニーズを共有、特許庁と一体でのサービス向上に努めた。</li> <li>○特許庁の新規施策や制度改正などについて勉強会を実施、制度改正説明会等へ参加。</li> <li>○信頼性の高いサービス提供、業務の効率化のため、特許庁における職員向け研修に情報・研修館職員も参加。</li> </ul>	

<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>知的財産に係る総合支援を目指し、ユーザーサービスの広報・普及活動の強化に積極的に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報・研修館の事業活動を広く周知するための広報活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告、イベントへの参加・出展（16箇所）、英語版パンフレット改訂</li> </ul> </li> <li>○霞ヶ関子供見学デーへの協力（訪問児童 331名）</li> <li>○第一公報閲覧室の見学者受入れ（1,784名、うち学生等 473名）</li> <li>○情報・研修館ホームページの充実、情報セキュリティの確保。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントカレンダーの掲載、動画配信（相談・人材）</li> <li>・トップページアクセス件数 585,649件</li> <li>・情報セキュリティポリシーの改定、全職員を対象に点検・監査</li> </ul> </li> <li>○特許流通ニュースメールの配信（年24回）、電子出願ソフトのニュース配信（13回）</li> </ul>
--	--